

覚書（案）

神戸市（以下「甲」という。）と●●（以下「乙」という。）とは、甲が乙の提供サービスである「●●」（以下「本サービス」という。）の利用（以下「本業務」という。）に際して以下の条項により、本業務の契約期間及び利用料金等並びに双方が遵守すべき個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法律」という。）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。）の取り扱い及びその他の事項に関して、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（総則）

第 1 条 本業務は、本覚書、神戸市口座振込情報通知サービス仕様書（以下「仕様書」という。）及び乙が提示する本サービスの利用申込書及び利用規約に基づき実施する。なお、本覚書及び仕様書と本サービスの利用規約の内容に相違がある場合は、本覚書に定められた内容を優先する。

（目的）

第 2 条 本覚書は、甲乙の双方が本業務に当たって必要な事項を定め、権利義務の関係を明確にするとともに、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないように努め、行政の円滑な運営と信頼性を侵害することのないよう必要な措置を講ずることを目的とする。

（契約期間）

第 3 条 本業務は地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約とし、契約期間は、契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

（利用料金）

第 4 条 甲が本サービスを利用するにあたっては以下の単価に基づき支払うものとし、乙が提供するプランで想定する通知件数を超過した場合、超過分に係る従量料金を請求することができるものとする。

（1）環境設定費用（税抜）

設定期限	内容	料金
令和 6 年 12 月	当初環境設定費用	円
令和 7 年 3 月	データ連携に係る環境設定費用（※）	円

※設定期限にかかわらず、甲乙ともにデータ連携に係る環境設定の準備が整った場合、乙は甲の指示に従い、データ連携の運用を開始するものとする。

(2)利用料 (税抜)

利用時期	プラン内で 想定する 通知件数	基本料金 (月額)	データ連携に係る 基本料金 (月額)(※)	従量料金 (1件あたり)
令和7年1月	件	円	円	円
令和7年2月	件	円	円	円
令和7年3月	件	円	円	円
令和7年4月	件	円	円	円
令和7年5月	件	円	円	円
令和7年6月	件	円	円	円
令和7年7月	件	円	円	円
令和7年8月	件	円	円	円
令和7年9月	件	円	円	円
令和7年10月	件	円	円	円
令和7年11月	件	円	円	円
令和7年12月	件	円	円	円
令和8年1月	件	円	円	円
令和8年2月	件	円	円	円
令和8年3月	件	円	円	円
令和8年4月	件	円	円	円
令和8年5月	件	円	円	円
令和8年6月	件	円	円	円
令和8年7月	件	円	円	円
令和8年8月	件	円	円	円
令和8年9月	件	円	円	円
令和8年10月	件	円	円	円
令和8年11月	件	円	円	円
令和8年12月	件	円	円	円
令和9年1月	件	円	円	円
令和9年2月	件	円	円	円
令和9年3月	件	円	円	円

※データ連携に係る基本料金(月額)は、当該方法の本番稼働開始月から発生するものとし、R7.1からR7.3までにかかる月額料金は乙が入札内訳書に記載したR7.4からR7.9における「④データ連携にかかる基本料金」の平均月額とする。

(支払)

第5条 前条に定める利用料金は、毎月月末締めとして前条の単価に基づき計算するものとし、合計額にこれに係る消費税及び地方消費税を加えた結果1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨て、甲が乙の適法な請求書を受領してから30日以内に支払いを行う。なお、環境設定費用については、初回の本番稼働が確認でき次第、当該月末を待つことなく請求することができるものとする。

(予算減額等の場合の契約解除)

第6条 甲は、契約締結の翌年度以降において、本契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、本契約を変更又は解除することができる。

2 乙は、前項の規定により甲がこの契約を変更又は解除した場合、違約金、損害賠償金を甲に請求することができない。

(関連法令等の遵守)

第7条 甲及び乙は、法律及び「神戸市情報セキュリティポリシー」を遵守しなければならない。

(第三者への提供禁止)

第8条 乙は、甲が本サービスにアップロードした個人情報を第三者に提供してはならない。

(従業者の監督)

第9条 乙は、その使用する者が、在職中及び退職後において、本業務を処理するに当たって知り得た個人情報等を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないように必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

第10条 乙は、本業務により知り得た業務上の秘密を甲の承諾を得ずに、公表、または不当な目的に使用してはならない。また、本業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 前項の規定は本覚書が終了し、または解除された後においても同様とする。

(複写及び複製の禁止)

第11条 乙は、甲に対する本サービスの提供に必要な場合を除き、甲の承諾を得ずに甲が本サービスにアップロードした個人情報の一部を複写し、または複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第 12 条 乙は、本業務に当たって、事故が発生し、または事故の発生が予想されるときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 前項の規定は本覚書が終了し、または解除された後においても同様とする。

(検査等の実施)

第 13 条 甲は、本覚書に基づく個人情報の取り扱い状況について、必要があると認めるときは、乙に対し報告を求め、または検査することができるものとする。

2 乙は、甲から前項の指示があったときは、速やかにこれに従わなければならない。

(個人情報の収集)

第 14 条 乙は、本業務を処理するに当たって個人情報等を収集するときは、本業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(事故発生時の対策)

第 15 条 乙は、情報セキュリティ上の事件・事故が発生した場合には、速やかに原因究明、対策を実施し、影響を最小限に止めるとともに再発防止に努めること。

(調査等)

第 16 条 甲は、乙の本サービスの提供に関し必要があると認めるときは、乙に対して報告を求め、調査を行い、又は適切な措置を求めることができる。

2 乙は、前項の規定により甲から報告を求められ、若しくは適切な措置を求められたときは、速やかにこれに応じ、又は甲から調査を受けたときはこれに協力しなければならない。

(甲の解除権)

第 17 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、何ら催告なしに本サービスの利用契約を解除することができる。

(1) 乙が監督官庁から営業の取消し、停止その他これらに類する処分を受けたときその他の契約の相手方として必要な資格が欠けたとき。

(2) 乙に支払いの停止があったとき、乙が手形交換所から取引停止処分を受けたとき又は乙に対して仮差押え、差押え、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始（乙が株式会社である場合に限る。）若しくは特別清算手続開始（乙が株式会社である場合に限る。）の申立てがあったとき。

(3) 乙が公租公課の滞納処分を受けたとき。

(4) 乙が甲に対する本サービスの利用契約に基づく債務以外の債務について滞納し、そ

の返済の見込みがないとき。

(5) 乙が事業譲渡、事業廃止その他の理由により本サービスの利用契約に係る事業を行わなくなると認めるとき。

(6) 乙が合併、分割又は解散をするとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、甲が本サービスの利用の目的を達成することができないと認めるとき。

(暴力団等の排除に関する措置)

第 18 条 甲は、乙が次の各号のいずれにも該当しないことを確認するため、兵庫県警察本部長（以下「本部長」という。）に対して照会を行うことができる。乙は、甲の求めに応じて、照会にあたって必要となる事項について情報を提供しなければならない。

(1) 乙が法人その他の団体（以下「法人等」という。）である場合には、当該法人等について暴力団員（暴力団員による不当な行為の禁止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が、役員として又は実質的に、経営に関与していること。

(2) 乙が個人又は個人事業者である場合には、当該個人又は個人事業者が暴力団員であること。

(3) 暴力団員を、相当の責任の地位にある者（役員以外で業務に関し監督責任を有する使用人）として使用し、又は代理人として選任していること。

(4) 乙又はその役員その他経営に実質的に関与している者、若しくは相当の責任の地位にある者等（以下「役員等」という。）が、自己、自己が経営する法人等、自己が所属する法人等又は第三者の利益を図るため、又は第三者に損害を与えるために、暴力団（暴力団員による不当な行為の禁止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威力を利用していること。

(5) 乙又はその役員等が、暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行い、その他経済的な便宜を図っていること。

(6) 乙又はその役員等が、暴力団等に関係する事業者であることを知りながら、当該事業者の下請負を行い、その他当該事業者を利用していること。

(7) 乙又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

2 甲は、本部長からの回答又は通報（以下「回答等」という。）に基づき、乙が前各号の一に該当する事実が明らかになったときは、何らの催告なしに、契約を解除することができる。

3 乙が本条第 1 項各号の一に該当する旨の回答等を本部長から受けた場合、神戸市契約事務等から暴力団等を排除するため、甲は、その回答等の内容について、外郭団体等を含む甲の関係部局と情報を共有することができる。

(談合その他の不正行為に対する措置)

第 19 条 乙は、この契約に関して次の各号の一に該当したときは、甲の請求に基づき、損害の発生の有無に関わらず、違約罰として、この契約による支払金額の 10 分の 1 に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。この契約の履行が完了した後においても、同様とする。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会の乙に対する同法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が同法第 63 条第 2 項の規定により取り消されたときを含む。）。

(2) 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令（独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。）により、乙が、この契約について独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされたとき。

(3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、乙に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）において、当該期間にこの契約の入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は代理人、使用人その他の従業者）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

(5) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は代理人、使用人その他の従業者）に対し、刑法第 198 条に規定する刑が確定したとき。

(6) その他乙が前各号に規定する違法な行為をしたことが明白となったとき。

2 乙は、甲が必要があると認めて請求をしたときは、乙がこの契約に関して前項第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する旨の報告書又はこれらの規定のいずれにも該当しない旨の誓約書を甲に提出しなければならない。

3 乙は、この契約に関して第 1 項の各号の一に該当し、かつ、次の各号の一に該当したときは、甲の請求に基づき、損害の発生の有無に関わらず、違約罰として、第 1 項に規定するこの契約による契約金額の 10 分の 1 に相当する額のほか、当該契約金額の 100 分の 5 に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。この契約の履行が完了した後においても、同様とする。

(1) 第 1 項第 1 号に規定する確定した命令について、独占禁止法第 7 条の 3 第 1 項の規

定の適用があるとき。

(2) 乙が甲に前項の誓約書を提出しているとき。

4 乙が第1項及び第3項の額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延滞利息を甲に支払わなければならない。

5 第1項又は第3項に規定する場合においては、甲は、何らの催告なしに契約を解除することができる。

6 前各項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(疑義の解明)

第20条 この本覚書に定めのない事項について新たに定める必要が生じたときは、または本覚書に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

<電子の場合>

本覚書の締結を証するため、甲と乙は、本電子覚書ファイルを作成し、それぞれで電子署名を行う。なお、本覚書においては電子データである本電子覚書ファイルを原本として扱うものとし、同ファイルを印刷した文書はその控えとする。

<紙の場合>

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年 月 日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

甲 神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造 (印)

乙